

# 給水に関する事前協議の取扱について

## I. 事前協議

### 1. 事前協議の対象となる事業

- ① 給水管の増径又は給水装置のみの新設にあつては、その計画一日最大給水量が 13.2 立方メートル以上のもの
  - ② 敷地面積が 500 平方メートル以上の土地を造成し、新たに水道本管を整備するもの
  - ③ その他八千代市事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるもの
2. 事前協議の申請は、『給水に関する事前協議申請書』の提出により行う。
3. 事前協議は、次の事項について行い協議を締結する。
- ① 水道施設の整備に関すること
  - ② 水道施設の帰属に関すること
  - ③ 水道施設整備費の納入及びその他費用負担に関すること
  - ④ その他管理者が必要と認めること

## II. 水道施設の計画及び整備

### 1. 水道施設の取扱い

- ① 開発事業区域内における水道施設の新設及び当該事業の実施に伴い必要となる既存施設の改良等の計画は、上下水道局において行い、事業者は、その計画に基づき自己の費用負担により設計し施工するものとする。

ただし、管理者が必要と認めるときは、事業者の費用負担により上下水道局において設計し施工するものとする。

- ② 設計審査は、『配水管布設工事等設計審査申請書』及び関係図書の提出により行う。
- ③ 材料検査は、『配水管布設工事等材料検査申請書』により行う。

工事検査は、工事が完成したとき、『配水管布設工事等完了届』及び関係図書の提出により行う。

### 2. メータ等の取扱い

- ① 貯水槽を設置する建築物の場合において、貯水槽以下の給水対象が住宅の用途及び住宅以外の用途の併設となる場合にあつては、それぞれ個別にメータを取付け、個々に給水契約を行い、八千代市水道事業給水条例第 31 条の規定により、取付けメータの口径及び個数分の給水申込納付金を納付するものとする。

なお、貯水槽給水への親メータ及び貯水槽以下の個別メータは、事業者の費用負担により購入し、これを取付け、『メータ寄附申請書』の提出により上下水道局に寄附するものとする。

## III. 水道施設整備費

1. 八千代市水道事業給水条例第 32 条の規定により、次表に定めるところにより水道施設整備費を納付するものとする。

## 2. 水道施設整備費算出方法一覧表

種 別 規 模		算 式	備 考	
1	戸建住宅	(戸数-10) × 300,000 円	11 戸以上必要	
	集合住宅	50 m <sup>2</sup> 以上	(戸数-10) × 300,000 円	11 戸以上必要
		25 m <sup>2</sup> ~50 m <sup>2</sup> 未満	(換算戸数-10) × 300,000 円	17 戸以上必要
		25 m <sup>2</sup> 未満	(換算戸数-10) × 300,000 円	33 戸以上必要
集合住宅アパート (浴室の無い共同住宅)		(換算戸数-10) × 300,000 円	66 戸以上必要	
2	寄宿舍・社宅寮等 (食堂・浴室等が共有)	(換算戸数-10) × 300,000 円		
3	上記以外の場合 (店舗・事務所・工場等)	(換算戸数-10) × 300,000 円		
4	1~3に該当するものが併せて行われる場合は、それぞれ該当する方法により算定した額の合計額			
換算戸数の計算式		(一日最大使用水量ℓ ÷ 1,200ℓ/戸)		

※上記の計算額に消費税を加えた額とする。

### 【1戸当り一日最大使用水量基準】

戸建住宅及び集合住宅 (50 m <sup>2</sup> 以上)	400ℓ/人/日 × 3人 = 1,200ℓ
集合住宅 (25 m <sup>2</sup> ~50 m <sup>2</sup> 未満)	400ℓ/人/日 × 2人 = 800ℓ
集合住宅 (25 m <sup>2</sup> 未満)	400ℓ/人/日 × 1人 = 400ℓ
集合住宅アパート (浴室のない共同住宅)	200ℓ/人/日 × 1人 = 200ℓ
寄宿舍・寮 (食堂・浴室等が共有)	1 部屋の床面積 1 m <sup>2</sup> 当り 24ℓ
業態別一日最大使用水量	業態別使用水量基準による

※水道施設整備費は、給水装置工事の申込の際又は、配水管布設工事の施行前に徴収する。

## IV. その他の費用

### 1. 手数料

八千代市水道事業給水条例第30条の規定により、設計審査、工事の検査に係るメータ取付け個数分の手数料

### 2. 事務費

事業者負担する施設建設費の5パーセントに相当する額 (配水管布設工事等)

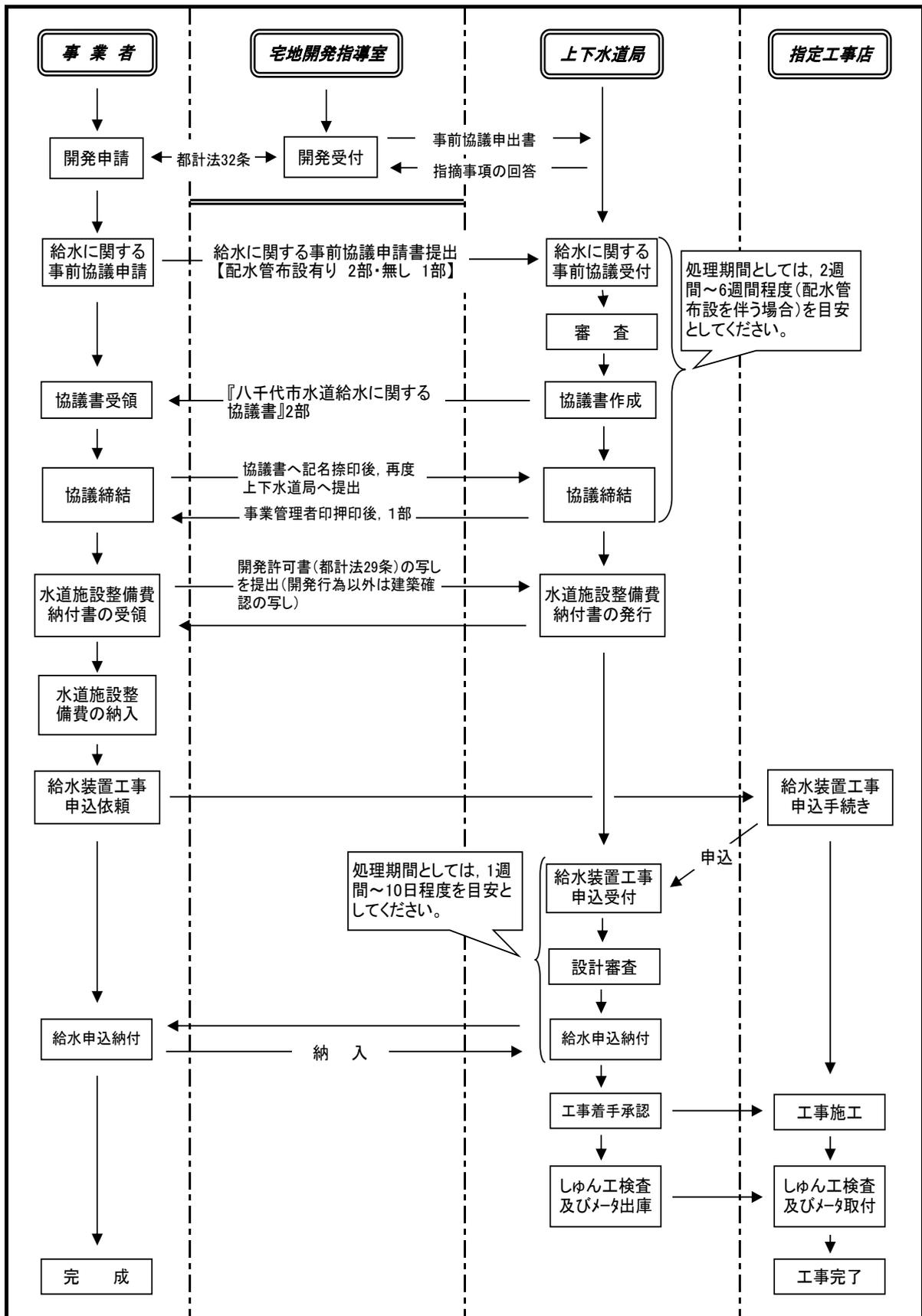
### 3. 配水管洗浄費

開発事業の施工に伴い、新たに布設した配水管の洗浄に要する費用 (洗浄の対象となる配水管の容積に工事及び臨時用に係る従量料金を乗じて得た額) とする。

## V. 完成後の取扱い

- 事前協議の際、管理者が指定した水道施設等 (配水管・採納メータ等) については、事業完成後に八千代市へ帰属する。
- 水道施設等の移管手続きは、事業完了後速やかにこれを行う。

# 開発行為等に係る給水に関する事前協議フロー図



**【給水申込納付金】**

給水申込納付金は、水道を新しく引かれる場合に、給水条例の規定に基づいて、給水申込の際に工事費とは別に上下水道局へ納入していただくもので、取付けられるメータの口径に応じて金額が定められています。

≪給水申込納付金一覧≫ 令和元年10月1日より

メータの口径	納付金の額(消費税含む)
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	260,700円
25ミリメートル	407,000円
30ミリメートル	737,000円
40ミリメートル	1,320,000円
50ミリメートル	1,980,000円
75ミリメートル	4,620,000円
100ミリメートル	7,810,000円
150ミリメートル	17,600,000円

※ 水道事業は、皆様にご使用いただいた水道の使用量を基に徴収した水道料金で運営しておりますが、より「安全で良質な水」を供給するため、浄水施設の改善及び水道本管の布設替え等設備投資は不可欠であります。

これらの工事には、多くの費用がかかり、この費用を水道料金に転嫁して料金改定しますと、従来からのお客様が新しいお客様のための費用まで負担することになりますので、新旧需要者間の負担の公平を図る措置として、これらの費用の一部を「給水申込納付金」として負担していただいております。

**【手数料】** 平成29年4月1日より

手数料の種別	手数料の額
設計審査手数料	新設・その他の工事1件につき 2,000円
しゅん工検査手数料	しゅん工検査1件1回につき 4,000円

**【水道料金一覧表】** 令和元年10月1日より

基本料金（1ヶ月につき）単位：円

メータ口径	料 金
13mm	600
20mm	1,220
25mm	1,810
30mm	2,830
40mm	4,830
50mm	10,150
75mm	19,790
100mm	33,270
150mm	77,530

(消費税含まず)

従量料金（1ヶ月につき）単位：円

使用水量	1 m <sup>3</sup> 当り
1 m <sup>3</sup> から10 m <sup>3</sup>	60
11 m <sup>3</sup> から20 m <sup>3</sup>	100
21 m <sup>3</sup> から30 m <sup>3</sup>	155
31 m <sup>3</sup> から50 m <sup>3</sup>	240
51 m <sup>3</sup> から100 m <sup>3</sup>	290
101 m <sup>3</sup> 以上	330
浴場営業用1 m <sup>3</sup> につき	40
共用1 m <sup>3</sup> につき	40
工事・臨時用1 m <sup>3</sup> につき	350

(消費税含まず)